

平成22年度第3回評議員会議事録

平成22年8月31日（火）

（財）武蔵野市福祉公社

平成22年度 第3回 財団法人武蔵野市福祉公社評議員会

1. 日 時 平成22年8月31日（火）午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 武蔵野市福祉公社吉祥寺本町四丁目10番10号 大東京信用組合ビ5階
財団法人武蔵野市福祉公社 大会議室
3. 委員の現在数 11名（定足数8名）
4. 出席者 評議員（議長）三輪 博行 評議員 露木 正司
評議員 齊藤シンイチ 評議員 辰野 隆
評議員 阪本 博也 評議員 江幡 五郎
評議員 阿部 俊哉 評議員 長田 健
5. 議事日程 日程第1. 議事録署名人の選出
日程第2. 報告事項 事務所移転検証委員会の答申について

6. 議事内容

開会：午後1時30分

会議に先立ち理事長よりあいさつがあり、事務所移転委員会の答申について経過説明が行われた。

三輪議長が開会を告げ、定数11名、出席評議員8名（寄附行為第26条による定足数を満たし評議員会が成立したことを報告した。その後、上記記事について報告を行うこととなった。

[議事の経過の概要]

第1 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には露木評議員と長田評議員を選出、全員一致でこれを承認した。

第2 理事長のあいさつの後、報告事項「事務所移転検証委員会の答申について」について、配布資料に基づき事務局長が下記の報告をし、その後逐次質問に入った。

・露木評議員：この答申を受けて、9月13日の評議会に議案として出されるということだが、前もって読んでいたので、説明はほぼ理解しているつもりです。今、話があったとおり、この検証委員会の答申のポイントは、最後に言った5名の所感ですよね。この5名の共通点はこの記述から推測すると、一定の場所が思い浮かんでくる。8点の場所の中から浮かんでくるが、その辺今日は多少触れられるのか。

・会田理事長：本日の評議委員会の目的というのは、この答申案報告にあるので、これをベースにして、公社として方向性を出していく過程が少なくともある。その後に評議員会は理事長が招集し、理事長が諮問するという、そういう形に福祉公社はなっているので、13日に開かれる予定の評議員会、ここで八幡町の現行案についての取り扱いと、もし場合によっては新たな移転先についての議案という形で調整をした形を出すという形になろうかと考えている。

・露木評議員：今の話に関連するが、現行案については、先日のある新聞の記事で、白紙という表現をされていた。そういう表現をされたということは、あれは新聞記者が勝手にああいう表現を使ったのか、それともこの間のスイングでの委員会で公社・社協とのやりとりから察してああいう記事にしたのか、ちょっと関連性があるとお聞きしておきたい。

・会田理事長：新聞記事、あの段階で傍聴していたのは2社あったと思うが、2社のうち1社は確かに露木評議員ご指摘のように、白紙という表現をしていた。あの8月26日の検証委員会のやりとりの中では、白紙をにおわすやりとりはなかったと私は理解しているので、あの新聞記事を書いた記者がそのように受け取った、記者限りの記述であると理解している。

・露木評議員：検証委員会の答申書に沿って幾つかお聞きしたい。

私個人としてはこの検証委員会の中でまとめ上げるときに、一定の移転先を示唆してもらいたかったが、でも、当初はそこまでやらないというようなニュアンスで諮問しているので、致し方ないかなと思っている。

しかし、5名のこの所感を読むと、共通点、さっき言ったとおり、現行案はほとんど肯定しない。ただ一人、決して市の委託業者であってもそれは何ら問題はないというような記述がある委員がいるでしょう。それがちょっと意外だったのですが、ほかの4人の委員さんは触れていないが、私が前々から指摘しているが、問題と思ったのは、市の委託業者であるからどうかなということを行ったのだが、この答申書にはそのことに触れたのはたった一人だ。これはなぜかなと思うのですが、皆さんよく読んでいるから余り問題意識持たなかったのか、あるいは違った角度から切り込んだのか、その辺、事務局、公社の人ほどのように考えているのか。

・河中事務局長：露木評議員の懸念されていた市の委託業者との関係についてですが、現行案

の検証の中で、やはり委員が懸念されていたのが、建設協力金方式の将来的なリスクをどのように回避するかということ、それから八幡町という立地の中で、事務所機能が保てるのか。例えばほかの機関との関係、あるいは金融機関との距離とか、そのようなことでの検証というのがあったが、終わって焦点として検証委員が集中的に取り上げたという印象を私は持っていない。もちろん、それぞれ問題意識をお持ちでしょうが、外形的にはそういうちょっと印象を持っている。

・会田理事長：答申書の補足をすると、平澤委員所感ということで現行案決定に際しての公正さについてというところで、平澤委員は弁護士の先生ですが、露木評議員指摘の委託業者についての記述がある。この記述を読んでも、不公正さを疑わせる関係者からの情報提供はなかった。また、客観的に見て、貸主つまりこの委託業者にとって特に有利という条件でもない。平澤委員は判断をしているわけです。ですので、不公正さは特にうかがえないという表現になっており、これについては他の委員から私の記憶する範囲では異論が出ていない、そういう状況であると私は理解している。

・露木評議員：わかりました。それについては私とはちょっと意見を異にするわけだが、一般市民からすれば、平澤さんが言っているのは間違いのないとしても、一般市民から見ればどうかというものは必ず残ると思う。これは一言申し上げておく。

それから私の感想を申し上げますと、5人の記述を読んで、現行案は否定されているようにとれる。先ほど常務理事が言ったが、これがポイントだから、恐らくこれを核としてこれからまとめて、今度の評議員会に報告書が出てくるのかなと思うが、その辺はまだ言えないのか。

・会田理事長：本日の段階では、この答申をいただいて、それを評議員の皆様方に報告をしている状況です。これをせっかくいただき、なおかつ相当なエネルギーを、市、福祉公社、市民社協の職員が費やして、検証委員会の先生方にも大変なご努力をいただいてできた答申ですので、この答申を基本的には尊重し、総合的な判断のもとに一定の方向性を評議員、福祉公社の場合には諮問をさせていただきたいと考えている。

・露木評議員：最後にします。今、いみじくも理事長が言ったように、最初に申し上げたが、検証委員会の皆さんは大変な労力を短期間に費やされて、これだけの検証を答申なされたということに、本当に敬意を表したいと思う。もちろん職員の皆さんも相当短期間にご尽力されたと思う。それは深く敬意を表したい。

それで、いずれはどこか候補地が決まるような気がするが、そのときには特に現場を見ているのかもしれないが、ぜひ見て、心配ないのであれば問題ないが、現場を見たい。

評議員会も現場を見る機会がいつごろあるのかわからないが。特に公社の皆さんには申し上げておきたい。

・河中事務局長：今の貸主の関係だが、現場については、評議員がおっしゃられた趣旨を含めて、なるべくそういう機会を設けたいと思う。それはまた結論が出たところで、機会は考えたいと思っている。

・斉藤評議員：この間の検証委員会の方々、実務者会議やワーキングチーム等の頑張りというのは、市民の方からも、そして福祉関係者からも僕は高く評価を得ていると思っている。その部分は本当に感謝申し上げる。

その上で質問させてほしい。内外コミュニケーションの見直しという最初のところの課題、指摘に対して、今後どのような具体的改善の対策案が考えられるかということ。今回の検証委員会の実務者会議やワーキングチームは、解散せずにこの決定までいろいろ検討をしていただいて、そして既存のその評議員会や理事会で、それを生かすということで、報告も含めて今後やってほしいと提案したい。というのは、そのコミュニケーションの見直しというところで、やはりこれだけの財産が得たという視点で行くと、それをどう生かすかということも、今後の報告の中に取り込んでほしい。そうすることで、すごく大事なステップだったということにつながっていくと思うので、今後どのような改善、具体案、コミュニケーションの見直しについて考えているのかということが1点です。

それと関連して、地域のネットワーク構築も視野に入れて行われるべきであるというところ、その部分を今後どのように考えているか。これはそのソフトづくりという面で、どのように考えていくかということ、これが2点目。

そして3点目ですが、現行案決定に際しての公正さについてと文言があるが、それとあわせて、現行案の建設協力金方式については、デメリットが大きく、本件においては望ましい方式ではないものと思われるという、委員によっては本当にいろいろな角度から多面的に見てご意見を下さっている。これを答申書を踏まえた形で、これから出される移転検証案を市民の方、福祉従事者の方、ボランティアの方、各福祉団体の方々、今までいろいろ声を聞いてくださった方々に、どのような形で情報伝達をしていくのかということが1点です。その中には、これから言う3つの視点をできれば入れてほしいということをご提案します。

1点目は、移転検証案をこれから出されると思う。その案を、具体的に情報として出されるときに、これから福祉サービスを受けられる方々にとってどういうメリットがあるか。その場所が。

あともう一点が、地域ボランティア、各福祉団体にとってどういうメリットがあるのか、あとは各職員の方々にとって、どういう利便性があるのか、最低でもその3つの部分は、やはり具体的に判断材料として示していただかないと判断をすることが難しいのではないかと思います。ということが3点目。そして4点目は理事長に質問したいのですが、今回の検証を通して得たものは具体的に何かということ、これは今回、ここにも書かれているプロセスの構築の手法とか、理念とか、今後の福祉行政にとっても生かせる部分というのは多分にあると思うので、その部分で質問させてほしい。大きく言ってこの4点をお願いしたい。

・会田理事長：大きく4点の質問で、私のほうからまずは答えたいと思う。まず1点目の実務者会議といったものを今後も存続させるというご提案ですが、その提案も含めて、どういうふうな組織のありようがいいのか、これは改めて考えさせていただきたいと考えている。

それから2点目の質問で、地域のネットワーク、これは平澤委員から指摘をいただいている点ですが、これは当然、私は必要な基盤——基盤と言ってはちょっと失礼ですが——地域のいわゆる福祉資源としての人的資源、これは個人を指すだけではなくて、やはりネットワーク組織、端的に言ってしまえば、地域社協とか、日赤奉仕団とか、老人クラブとか、あるいは民生児童委員、あるいは地域にいて力を発揮している福祉施設とか、そうしたさまざまな地域で福祉に携わっている人たちのネットワーク化、これは非常に大事なことで考えている。

これは市民社協・福祉公社の姿形を考え、どういう形にあるべきなのかということは、この検証委員会の検証過程の中でも、地域福祉計画の作成が今後予定されているので、その中できちっとした議論をしていく必要があるだろうという、そういうご議論があったというふうに私も理解しているので、その中でよく考えていくべき、これからの福祉を切り開いていく大きな切り口になっているだろうと私は理解をしている。

それから3点目の建設協力金方式については、メリット、デメリット、これは光の当て方によって姿形が違って見えるという、まさにそういうものをうまくこの検証委員の先生方が言いあらわしていることなのではないかなと理解している。斉藤委員指摘の3点、福祉サービスの利用者にとってのメリット、デメリット、あるいは2点目として、各団体にとってのそれ、それから3点目として、職員にとってのメリット、デメリット、これらは、私は必須のものであると考えているので、ご指摘を十分とらえた上で、そのような形でできるだけ表現していきたいというように考えている。

それから4点目ですが、今回の検証委員会のこの動きの中で、私として得たものは、やはりこれは内外の、検証委員の報告にもあるように、内に向かってのコミュニケーション、外に向

かったのコミュニケーション、これのとり方が大変まずかったなということは、私自身、指揮命令をする立場の者からしても、大変反省すべき点であったなと考えている。

それから2つ目としては、この検証作業の中で大きく見えてきたことは、やはり今までの市長と市民の関係、あるいは市民社協と地域のいわゆる地域福祉活動を行ってくださっている主体との関係、福祉公社でいえば、福祉公社と市民との関係、そういう市、市民、福祉公社、市民社協という、あえていえばこの4つの関係性の再構築が、これは改めて課題となって浮かび上がったと理解していて、その再構築というのは、先ほど申した地域福祉計画の策定の過程の中でも考えなければいけない大きな宿題であると同時に、これからの福祉を縦割りの法律の制度の枠の中で物事を考えたり、制度の枠の中で物事を考えたりということではなく、地域に寄り添った形でさらにそれを横に展開していくという、いわゆる地域をベースにした福祉の再構築をしていかなければ、世の中の制度が変遷するたびに右往左往してしまうのは、福祉サービスを利用する市民そのものであるということを、改めて痛感をした次第です。

・ **斉藤評議員**：本当に貴重な重みのある言葉をありがとうございます。本当に何かこういうふうに検証委員会を経て、いろいろな計画がこれから前に進んでいくということは、外郭団体と市と市民との関係づくりということで、今回のことが大きなひな型になると、いい方向に向かうというふうに思っている。

そういう中で、社協・公社というのは、市民にとっては役所側にいる人たちではなく、市民の側において、例えばヘルパーの制度の相談の交渉であったり、いろいろな役所に対して市民が相談をするときに、あくまでも市民の側について、市民の背中を押してあげるポジションにいるのが、公社であり社協なんだというのが市民の認識です。その部分がどうしても見方を間違えると、市の側に社協と公社がついてしまっていて、市民からすると言いたいことが言いにくくなってしまうという現状を招きかねない危険性が常にあるんだということを、どこかで感じてほしい。

というのは、生活福祉資金の融資のことに関してもそうです。行政に相談に行ったときに断られて、最終的に社協に来ました、公社に来ましたというようなことの相談者が多いと思う。そうしたときに、では一緒に役所と話を聞きに行きましょうというふうにしてもらえるのが、社協であり、公社であるというところを、もう一度これを機会、原点に立ち返っていただきたいということを要望して終わります。

他に質問等はなく、本日の答申を受け、継続諮問していた事務所移転について、次回、事務局から諮問する予定であることを伝えて閉会した。

閉会：午後 3 時